

公益社団法人 佐賀県獣医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人佐賀県獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県多久市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、獣医学術及び技術の振興及び普及、獣医師道の高揚等を図ることにより、動物に関する保健衛生及び愛護精神の向上、安全安心な畜水産食品の生産振興、人の公衆衛生の向上、社会福祉の増進並びに自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜衛生及び畜水産業振興支援事業
- (2) 公衆衛生及び社会福祉増進事業
- (3) 学校飼育動物支援事業
- (4) 自然環境保全事業
- (5) 学術普及向上事業
- (6) 動物愛護普及啓発事業
- (7) 災害時被災動物救護事業
- (8) 会員の互助・福利厚生、表彰、慶弔等事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県内において行うものとする。

(規 律)

第5条 この法人は、総会が別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成並びに社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 一般会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 功労会員 この法人に功労のあった者で理事会により承認されたもの

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 第1項の会員のうち、個人の会員にあっては獣医師免許を有する者で佐賀県内に住居を有しているか、又は就業している者とし、団体の会員にあっては佐賀県を活動の範囲とする団体とする。

(会員資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書は該当支部を経由して会長に提出し、理事会の承認を得なければな

らない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、功労会員は会費を徴収しないことができる。

(退 会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則、規程等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、本会の目的に反するような行為をし、又はこの法人の秩序を乱したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき、又は解散したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人を退会し、除名され、又は会員資格を喪失した会員が既に納めた会費その他の会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(權 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事又は監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告の承認

- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議された事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種類)

第15条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

(開催)

第16条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 定時総会は、毎年度6月に1回開催する。
- 3 会員総数の10分の1以上の会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項（当該事項が役員の選任、役員の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更又は合併であるときは、その議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）を含む。）
 - (3) 総会に出席しない会員が書面で議決権行使することができることとするときは、その旨、法人法第41条に規定する社員総会参考書類（以下「総会参考書類」という。）に記載すべき事項及び書面による議決権の行使の期限
 - (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第17条 会長は、総会の日の2週間前までに、会員に対して、前条第4項に掲げる事項（次項により総会参考書類に記載した事項を除く。）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

- 2 総会に出席しない会員が書面で議決権行使することができることとするときは、前項の通知には法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に特別の定めがある場合を除き、会

員の過半数が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において前条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第22条 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない会員は、第17条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第20条に規定する出席者及び議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

第4章 支部及び専門部会

(支 部)

第24条 この法人に支部を設け会員を分属するものとし、支部に関する規程は、理事会の決議を経て、別に定める。

(専門部会の設置)

第25条 この法人に専門的事項を企画研究するために、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の組織は、理事会の定めるところによる。

3 専門部会の事業は、別に定める各部会の規則等によるものとする。ただし、その執行に当たっては、あらかじめ理事会の決議を得るものとする。

第5章 役 員

(役員の種類)

第26条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上15人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち1人を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2人を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1人を業務の執行を行う専務理事とする。
- 5 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 役員の選任方法は、総会の決議により別に定めるところによる。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 4 監事は、理事又は職員を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し会務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了により退任したことにより、第26条に定める定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期満了により選任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第32条 この法人は、理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内において、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を遂行するにあたり生じた費用を弁償す

ることができる。

(顧問)

第33条 本会に任意の期間として顧問を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、理事会から諮問された事項について、参考意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びにその目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務の決定

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、日時及び場所並びに理事会の目的である事項、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事録は、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 この法人の財産は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2 この法人の財産は会長が管理し、その管理方法は理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得るものとし、その後、直近の総会において報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の供覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第4号

の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計の原則等)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いは、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益法人の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て認定法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が選任し、及び解任する。
- 4 その他の職員は、会長が選任し、及び解任する。
- 5 事務局長及びその他の職員の事務分掌、給与等については会長が理事会の決議を得て別に定める。

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長（代表理事）は、梅崎信孝、専務理事（業務執行理事）は御厨猛男とする。

（平成23年5月29日通常総会決議 平成25年3月18日付佐賀県指令24畜第2号認可）

- 4 平成29年5月28日一部改正（第2条、第7条）

（平成29年5月28日通常総会決議に基づき、移転登記後、監督官庁の承認の日から施行する。）

- 5 平成30年5月27日一部改正（第16条）

（平成30年5月27日通常総会決議に基づき、監督官庁の承認の日から施行する。）

- 6 令和元年6月23日一部改正（第6条）

（令和元年6月23日定時総会決議）